

年金生活者支援給付金請求手続きのご案内

(令和7年10月改定版)

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入金額やその他の所得が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

- 同封の「年金請求書 兼 年金生活者支援給付金請求書」を提出することで、老齢年金とあわせて年金生活者支援給付金を請求できます。
- 年金生活者支援給付金の支給要件や給付額等については、裏面をご覧ください。

年金生活者支援給付金を受け取るまでの流れ

- ① 審査の結果、裏面の支給要件に該当した方には、支給決定通知書を送付します。
(支給要件に該当しなかった方には、不該当通知書を送付します。)
- ② 支給決定通知書が届いた方には、お支払い月の上旬に振込通知書を送付します。
- ③ 年金生活者支援給付金を年金と同じ口座にお支払いします。※
※ 原則、偶数月の15日にその前月までの2カ月分を年金とは別途お支払いします。例えば、4月には2月分および3月分の年金生活者支援給付金をお支払いします。なお、15日が土日または祝日の際は、その直前の金融機関の営業日にお支払いします。

老齢基礎年金の繰下げ請求を希望する方へ

- 老齢基礎年金を受給するまでの間は、年金生活者支援給付金の請求はできません。
- 老齢基礎年金を繰下げたことにより年金額が増額した場合、裏面の支給要件を満たさなくなることがあります。

年金生活者支援給付金相談チャット等でのお問い合わせ

- 日本年金機構ホームページでは、よくあるお問い合わせに自動でお答えする「年金生活者支援給付金相談チャット」を開設しています。

<https://www.nenkin.go.jp/service/seidozenpan/chatbot.html>



- 年金生活者支援給付金に関するお知らせや各種お手続き等について、「日本年金機構ホームページ」でもご案内しています。

<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/shienkyufukin-sougou.html>



老齢（補足的老齢）年金生活者支援給付金の概要

○ 支給要件

以下の支給要件をすべて満たしている方が対象となります。

- ① 65歳以上で、老齢基礎年金を受けている
- ② 請求する方の世帯全員の市町村民税が非課税となっている
- ③ 前年の年金収入金額とその他の所得の合計が以下のとおりである※

昭和31年4月2日以後生まれの方

- ・老齢年金生活者支援給付金…809,000円以下
- ・補足の老齢年金生活者支援給付金…809,000円を超える909,000円以下

※ 障害年金・遺族年金等の非課税収入は含まれません。

○ 給付額

- ・老齢年金生活者支援給付金（次の①と②の合計額となります。）

① 保険料納付済期間に基づく額（月額） = 5,450円 × 保険料納付済期間 / 480月

② 保険料免除期間に基づく額（月額） = 11,551円※ × 保険料免除期間 / 480月

※ 保険料免除期間に乗じる金額は、毎年度の老齢基礎年金の改定に応じて変動します。

昭和31年4月2日以後生まれの方は、保険料全額免除、3/4免除、1/2免除期間は11,551円

（老齢基礎年金満額（月額）の1/6）、保険料1/4免除期間は5,775円（老齢基礎年金満額（月額）の1/12）となります。

- ・補足の老齢年金生活者支援給付金

5,450円 × 保険料納付済期間 / 480月 × 調整支給率※

※ 昭和31年4月2日以後生まれの方：（909,000円 - 前年の年金収入金額とその他の所得の合計） ÷ 100,000円

留意事項

- ・市町村から提供を受ける所得情報等により、年金生活者支援給付金の支給要件を満たしているか判定しますので、原則、添付書類は必要ありません。

※ 所得情報等を確認できない場合など、添付書類の提出をお願いする場合があります。

※ 所得に関する情報について、関係法令に基づき申告義務がある場合に、正しく申告する必要があります。

- ・支給要件を満たさなくなった場合、年金生活者支援給付金は支給されません。

その際は「年金生活者支援給付金 不該当通知書」をお送りします。

- ・次の①～③のいずれかの事由に該当した場合は、年金生活者支援給付金は支給されません。

① 日本国に住所がないとき

② 年金が全額支給停止のとき

③ 刑事施設等に拘禁されているとき

上記の①または③に該当した場合は必ず届出が必要となりますので、給付金専用ダイヤルまたは年金事務所にご相談ください。

お問い合わせは「給付金専用ダイヤル」へ



0570-05-4092

全国一律の通話料金でご利用いただけます。

ナビダイヤル 通話料金定額プランの対象外です。

050から始まる電話からおかけになる場合（東京）[03-5539-2216](tel:03-5539-2216)

受付時間

月曜日※1 8:30～19:00

火～金曜日 8:30～17:15

第2土曜日※2 9:30～16:00

※1 月曜日が祝日の場合は、翌日以降の平日の初日に19:00まで受け付けます。

※2 第2土曜日以外の土・日・祝日、12/29～1/3はご利用いただけません。

お問い合わせの際は、基礎年金番号またはマイナンバーがわかるものをご用意ください。

＜おかけ間違いにご注意ください＞

○ 「0570」の最初の「0」は省略しないでください。

○ 「0570」の前に市外局番をつけないでください。